

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月13日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 徳島県 |
| 3. 市区町村名 | |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 97-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/ict/2016111500030 |

執行機関名 徳島県知事

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 70 | |
| ③番号法別表第2の項 | 97 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 第二の項 肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第1条 | 徳島県肝炎治療特別促進事業実施要綱第1 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、 <u>感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</u> | 第1 国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療)によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、これらの抗ウイルス療法は月額の高額となること、また、長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、これらの抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、 <u>患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。</u> |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 徳島県肝炎治療特別促進事業実施要綱 徳島県肝炎治療特別促進事業事務取扱要領 |